

特定非営利活動法人 北都プロレス北海道 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北都プロレス北海道 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 私たちは、プロレスを単なる格闘技ではなく、人々の心を動かし、勇気と感動を与えるエンターテインメントととらえています。

地域社会の中で孤立しがちな高齢者や子どもたちに、レスラーの全力の姿を観てもらうことで、プロレスの魅力と活力を届け、世代を超えた交流や地域の一体感を生み出す場を創出し、道内隅々まで、いきいきとした、また元気あふれる地域社会の実現を目指します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 社会教育の推進を図る活動
- 2) まちづくりの推進を図る活動
- 3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 4) 子どもの健全育成を図る活動
- 5) 経済活動の活性化を図る活動
- 6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1) 登録プロレスラー等の福祉施設訪問等による社会福祉事業
- 2) プロレス教室等の開催等による青少年健全育成事業
- 3) プロレス大会の開催等による地域活性化事業
- 4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1) 正会員:この法人の趣旨に賛同し、その目的実現のための事業を推進する総会の議決権を持つ個人
- 2) 応援会員:この法人の事業を賛助するために入会した個人
- 3) 応援団体会員:この法人の事業を賛助するために入会した法人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- 1) 退会届の提出をしたとき。
- 2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- 4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この定款等に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及び入会金は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- 1) 理事3名以上
- 2) 監事1名以上
2. 理事のうち1名を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任)

第14条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2. 理事長・副理事長は理事の互選により選任する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、本会の業務を総理する。

2. 理事は理事会を構成し、この定数の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
3. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
5. 監事は次に定める職務を行う。
 - 1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正行為又は法令若しくは定数に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会招集を要請すること。

(任期等)

第16条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠又は増員によって就任した役員は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超える者が欠けた際には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の不調のため、職務執行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局及び職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会では、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
2. 総会は、以下の事項について、報告する。
 - 1) 事業報告及び活動決算
 - 2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - 3) 入会金及び年会費の額
 - 4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - 5) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - 6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - 2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - 3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった際には、その日から30日以内に臨時総会の招集を行う。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前に通知する。

(議長)

第26条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. インターネット会議等でのシステムによって、実際上の会議と同等の環境が担保された場合は、総会に参加し、表決することができる。
4. 第2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
5. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事について、次の事項を記入した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- 3) 審議事項
- 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他に、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) 事業報告及び活動決算
- 4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- 5) 入会金及び年会費の額
- 6) 会員の除名
- 7) 役員解任、職務及び報酬
- 8) 事務局の組織及び運営に関する事項
- 9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- 10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する際に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めたとき。
- 2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の要請があったとき。
- 3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集要請があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による要請があった際には、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記入した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者は、その旨を付記すること。)
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- 1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び年会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- 10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
 - 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 3) 正会員の欠亡
 - 4) 合併
 - 5) 破産手続き開始の決定
 - 6) 所轄庁による設立認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとする際には、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、法人成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 河原 成幸
副理事長 杉浦 一生
副理事長 安倍 初男
監事 二川 裕一
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1)正会員	入会金 0円	正会員会費	12,000円(年額)
2)応援会員	入会金 0円	応援会員会費	1,000円(年額)
3)応援団体会員	入会金 0円	応援団体会員会費	一口 20,000円(年額)

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 北都プロレス北海道	
役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	河原 成幸		有
副理事長	杉浦 一生		無
副理事長	安倍 初男		無
監事	二川 裕一		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、少子高齢化や過疎化が進行する北海道の地域社会において、住民同士の交流機会や地域への誇りを育む場が減少しつつあります。若年層の都市部への流出により、地方では学校の統廃合、商店街の衰退、地域行事の縮小などが相次いでいます。その一方で、高齢者や子どもたちが地域社会の中で孤立しがちであり、世代を超えた交流や地域の一体感を生み出す場が失われつつあります。それらを解決するために私たちは活動します。

具体的には、学校や福祉施設、高齢者施設、児童養護施設など、エンターテインメントに触れる機会の少ない場所を訪問し、プロレスラーによる講話、交流、体験型イベントなどを実施します。

わたしたちは20年以上の活動を通して、今までの個人事業での活動に限界を感じ、活動の範囲を拡大し、より多くの地域住民にエンターテインメントを届けるためには、安定した資金調達と組織運営が不可欠です。法人格を取得することで、助成金の申請が可能になり、支援者の信頼を獲得しやすくなります。また、企業や自治体からの協賛を得ることで、活動を持続的に展開できる基盤を整えることができます。これらの理由から、法人化を決意しました。

私たちは、プロレスを単なる格闘技ではなく、人々の心を動かし、勇気と感動を与えるエンターテインメントととらえています。

地域社会の中で孤立しがちな高齢者や子どもたちに、レスラーの全力の姿を観てもらうことで、プロレスの魅力と活力を届け、世代を超えた交流や地域の一体感を生み出す場を創出し、道内隅々まで、いきいきとした、また元気あふれる地域社会の実現を目指します。

2 申請に至るまでの経過

- ・2004年5月14日 任意団体として北都プロレス設立
- ・毎年約30試合、累計全道130市町村でのプロレス大会を開催
- ・2022年7月札幌ドームでファイターズとコラボイベント開催
- ・累計500回以上の施設訪問(児童福祉施設、障がい者施設、高齢者施設)
- ・2024年20周年記念興行開催
- ・2025年NPO検討、準備開始

2025年 10月 13日

特定非営利活動法人 北都プロレス北海道

住所又は居所

設立代表者

河原成幸

設立当初の事業年度事業計画書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 北都プロレス北海道

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・全道各地でプロレスの試合を行う。
- ・施設訪問を行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①登録プロレスラー等の 福祉施設訪問等による 社会福祉事業	・福祉施設、 高齢者施設 などへの訪問	(A)適宜 (B)福祉施設、高齢者施設 (C)2人	(D)福祉施設、高齢者施設 (E)不特定多数	444.6千円
②プロレス教室等の 開催等による 青少年健全育成事業	・プロレス教室の開催 ・学校や児童養護施設 への訪問	(A)適宜 (B)学校、児童養護施設 (C)2人	(D)学校や児童養護施設 (E)不特定多数	444.6千円
③プロレス大会の開催等 による地域活性化事業	・リングを組んでの プロレスの試合 (3試合約90分)	(A)適宜 (B)地方のお祭り (C)10名程度	(D)イベントに来たお客様 (E)不特定多数	3556.8千円
④その他この法人の 目的を達成するために 必要な事業	・予定なし			

設立2年目の事業年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人北都プロレス北海道

1 事業実施の方針

- ・設立2年目は事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・全道各地でプロレスの試合を1年目よりも多くの自治体で行う。
- ・施設訪問をより多くの自治体で行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①登録プロレスラー等の 福祉施設訪問等による 社会福祉事業	・福祉施設、 高齢者施設 などへの訪問	(A)適宜 (B)福祉施設、高齢者施設 (C)2人	(D)福祉施設、高齢者施設 (E)不特定多数	524.6千円
②プロレス教室等の 開催等による 青少年健全育成事業	・プロレス教室の開催 ・学校や児童養護施設 への訪問	(A)適宜 (B)学校、児童養護施設 (C)2人	(D)学校や児童養護施設 (E)不特定多数	524.6千円
③プロレス大会の開催等 による地域活性化事業	・リングを組んでの プロレスの試合 (3試合約90分)	(A)適宜 (B)地方のお祭り (C)10名程度	(D)イベントに来たお客様 (E)不特定多数	4196.8千円
④その他この法人の 目的を達成するために 必要な事業	・予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 北都プロレス北海道
 (単位:円)

科目	金額			
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費(15人@¥12,000)	¥	180,000		
応援会員受取会費(50人@¥1,000)	¥	50,000		
応援団体会員受取会費(20団体@¥20,000)	¥	400,000		
		¥	630,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	¥	100,000		
施設等受入評価益				
		¥	100,000	
			¥	730,000
3. 受取助成金				
受取民間助成金				
4. 事業収益				
社会福祉事業	¥	200,000		
青少年健全育成事業	¥	200,000		
地域活性化事業	¥	5,700,000		
その他の目的を達成するために必要な事業		¥0.00		
雑収益		¥0.00		
		¥	6,100,000	
			¥	6,100,000
経常収益計			¥	6,830,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給与手当①	¥	960,000		
給与手当②	¥	1,650,000		
ボランティア謝金				
人件費計		¥	2,610,000	
(2)その他経費				
業務委託費				
諸謝金				
印刷製本費	¥	200,000		
会場費				
旅費交通費	¥	750,000		
支払利息				
車両費	¥	400,000		
通信運搬費	¥	54,000		
消耗品費				
修繕費				
水道光熱費	¥	108,000		
地代家賃	¥	324,000		
賃借料				
保険料				
諸会費				
租税公課				
研修費				

為替差損			
雑費			
その他経費計		¥ 1,836,000	
事業費計			¥ 4,446,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥ 1,800,000		
給与手当①	¥ 96,000		
給与手当②			
ボランティア謝金			
人件費計		¥ 1,896,000	
(2) その他経費			
印刷製本費			
会場費			
旅費交通費	¥ 100,000		
車両費			
通信運搬費	¥ 6,000		
消耗品費			
修繕費			
水道光熱費	¥ 12,000		
地代家賃	¥ 36,000		
賃借料			
保険料			
諸会費			
租税公課			
その他経費計		¥ 154,000	
管理費計			¥ 2,050,000
経常費用計			¥ 6,496,000
当期経常増減額			¥ 334,000
当期正味財産増減額			¥ 334,000
設立時正味財産額			¥0
次期繰越正味財産額			¥ 334,000

設立2年目の事業年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 北都プロレス北海道
(単位:円)

科目	金額			
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費(20人@¥12,000)	¥	240,000		
応援会員受取会費(100人@¥1,000)	¥	100,000		
応援団体会員受取会費25団体@¥20,000)	¥	500,000		
		¥	840,000✓	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	¥	100,000		
施設等受入評価益				
		¥	100,000✓	
			¥	940,000✓
3. 受取助成金				
受取民間助成金				
4. 事業収益				
社会福祉事業	¥	400,000		
青少年健全育成事業	¥	400,000		
地域活性化事業	¥	7,600,000		
その他の目的を達成するために必要な事業		¥0.00		
雑収益		¥0.00		
		¥	8,400,000✓	
経常収益計			¥	9,340,000✓
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給与手当①	¥	960,000		
給与手当②	¥	2,200,000		
ボランティア謝金				
人件費計		¥	3,160,000✓	
(2)その他経費				
業務委託費				
諸謝金				
印刷製本費	¥	200,000		
会場費				
旅費交通費	¥	1,000,000		
支払利息				
車両費	¥	400,000		
通信運搬費	¥	54,000		
消耗品費				
修繕費				
水道光熱費	¥	108,000		
地代家賃	¥	324,000		
賃借料				
保険料				
諸会費				
租税公課				
研修費				

為替差損			
雑費			
その他経費計		¥ 2,086,000	✓
事業費計			¥ 5,246,000 ✓
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	¥ 1,800,000		
給与手当①	¥ 96,000		
給与手当②			
ボランティア謝金			
人件費計		¥ 1,896,000	✓
(2) その他経費			
印刷製本費			
会場費			
旅費交通費	¥ 100,000		
車両費			
通信運搬費	¥ 6,000		
消耗品費			
修繕費			
水道光熱費	¥ 12,000		
地代家賃	¥ 36,000		
賃借料			
保険料			
諸会費			
租税公課			
その他経費計		¥ 154,000	✓
管理費計			¥ 2,050,000 ✓
経常費用計			¥ 7,296,000 ✓
当期経常増減額			¥ 2,044,000 ✓
当期正味財産増減額			¥ 2,044,000
前期繰越正味財産額			¥334,000 ✓
次期繰越正味財産額			¥ 2,378,000 ✓